

令和6年度(2024年)

# 経営所得安定対策等 の概要

三木町地域農業再生協議会  
令和6年2月作成

# I 令和6年産主食用米の「生産の目標」について

令和6年産主食用米の「生産の目標」

\* ( ) 内の数値は生産の目標

|     | 生産の目標  |            | 【参考】<br>令和5年産(10月現在) |                    | 【参考】<br>令和4年産(実績)  |                    |
|-----|--------|------------|----------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
|     | 面積: ha | 生産量換算値: トン | 面積: ha               | 生産量換算値: トン         | 面積: ha             | 生産量換算値: トン         |
| 県全体 | 10,100 | 50,096     | (10,800)<br>10,100   | (53,568)<br>50,100 | (11,300)<br>10,800 | (56,048)<br>55,200 |

三木町の基準単収「500kg」

全国の需給見通しでは、令和6年産の全国生産量は669万トンの見通し。

## II 水田活用の直接支払交付金

水田で麦、大豆、飼料作物、米粉用米等の作物を生産・販売する農業者に対して交付金を直接交付することにより、水田のフル活用を推進し、食料自給率・自給力の向上を図ります。

### 1 交付対象者

販売目的で対象作物を生産(耕作)する販売農家・集落営農

### 2 戦略作物助成

| 対 象 作 物          |                        | 単価(10a当たり)                 | 確認基準月  | 確認方法                   |
|------------------|------------------------|----------------------------|--------|------------------------|
| 戦<br>略<br>作<br>物 | 麦                      | 35,000円                    | 5月     | 共済引受<br>データ<br>により確認   |
|                  | 大豆(黒大豆を含む)             | 35,000円                    | 9月・10月 |                        |
|                  | 飼料作物(多年生の収穫のみは1万円/10a) | 35,000円                    | 8月・12月 |                        |
|                  | WCS用稲                  | 80,000円                    | 8月     | 確認できない<br>場合は、現地<br>確認 |
|                  | 米粉用米、飼料用米(多収品種)        | 収量に応じ、<br>55,000円~105,000円 | 8月     |                        |
|                  | 飼料用米(一般品種)※1           | 収量に応じ、<br>55,000円~95,000円  | 8月     |                        |
|                  | 加工用米                   | 20,000円                    | 8月     |                        |

※1：飼料用米の一般品種への支援について、令和6年度については標準単価 7.5 万円 / 10a。

今後、標準単価を段階的に引き下げ、令和8年度においては、標準単価 6.5 万円 / 10a(5.5 ~ 7.5 万円 / 10a) となります。

## III 産地交付金(香川県における各種加算・助成)

※産地交付金は、水田収益力強化ビジョンに基づいて交付されるため、国との協議や交付対象作物の作付実績によっては交付単価や交付条件が変更する場合があります。

### 1 新規需要米生産助成

担い手の新規需要米(飼料用米、米粉用米、WCS用稲)の作付面積に応じて助成

【対象者】

販売目的で新規需要米を生産する認定農業者・認定新規就農者・集落営農

【対象面積】

新規需要米の作付面積

【単価】 **9,000円/10a(上限 10,000円/10a)**

《多収品種・専用品種加算》

【単価】 **4,000円/10a(上限 5,000円/10a)**

《新規需要米拡大加算》

【単価】 **10,000円/10a**

※令和5年度からの新規の作付、または作付の拡大面積に応じて加算されます。

## 2 加工用米生産助成

加工用米の生産に対して、生産性向上の取組を行った場合にその作付面積に応じて助成

### 【対象者】

販売目的で加工用米を生産する販売農家・集落営農

(※次のうちのどれかの生産性向上の取組を行い、担い手以外は作業日誌又は伝票等の提出が必要)

ア. 担い手の作付 イ. 生育診断に基づく追肥施用等の高度施肥管理

ウ. 共同乾燥調製施設の利用 エ. 共同育苗施設の利用

オ. 土づくり対策

### 【対象面積】

加工用米の作付面積(二毛作を含む)

【単価】 **11,500円/10a**

## 3 麦担い手集積助成

担い手の麦類の作付面積に応じて助成

### 【対象者】

販売目的で麦類を生産する認定農業者・認定新規就農者・集落営農

### 【対象面積】

令和6年産の麦類(二毛作を含む)の水田における作付面積

【単価】 基幹作 **2,500円/10a(上限 4,000円/10a)** 二毛作 **15,300円/10a**

※以下の品質・生産向上に資する取組のうち、3つ以上の取組を実施する必要があります。

- ①排水対策 ②土壌改良資材(土づくり肥料)の施用
- ③適期播種 ④耕うん同時畦立て播種 ⑤踏圧(麦踏み) ⑥土入れ
- ⑦中期除草剤の散布 ⑧基肥・追肥体系の施肥(一発肥料は不可)
- ⑨小麦のタンパク質含有率向上のための後期追肥の施用(一発肥料は不可)
- ⑩赤かび病防除

## 4 大豆担い手集積助成

担い手の大豆作付面積に応じて助成

### 【対象者】

販売目的で大豆を生産する認定農業者・認定新規就農者・集落営農

### 【対象面積】

令和6年産の白・黒大豆(二毛作を含む)の水田における作付面積

【単価】 **9,500円/10a**

## 5 そば、なたねの助成

### 【助成対象者】

販売目的でそば、なたねを生産する販売農家・集落営農

【単価】 基幹作のみ20,000円/10a

## 6 みどりの食料システム戦略推進助成

### 【助成対象者】

耕畜連携の取組（資源循環）を行う認定農業者、認定新規就農者、集落営農

【対象面積】 耕畜連携（資源循環）の取組面積（二毛作を含む）

【単価】 11,500円/10a

## 7 新市場開拓用米に対する助成

### 【新市場開拓用米】

輸出用米の生産に対して助成

【対象者】 販売目的で輸出用米を生産する販売農家・集落営農

【対象面積】 令和6年産の輸出用米の作付面積

【単価】 基幹作のみ39,500円/10a

【取組要件】 新規需要米などと同様に事前の取組計画や販売先との契約などが必要で、一定要件を満たす必要があります。

《複数年契約の作付面積に応じて加算》

【単価】 10,000円/10a

※コメ新市場開拓等促進事業で採択された方が対象となります。

## 重要 加工用米・新規需要米の適正流通

加工用米及び飼料用米等の新規需要米は、定められた用途以外への使用、又は定められた用途以外に使用する目的での出荷・販売はできません。

### こんな行為は違法です！

- 加工用米及び新規需要米として生産した米を主食用米として販売
- 主食用米から発生した「ふるい下米」を寄せ集めて飼料用米として出荷
- 他者から購入した米や、主食用米として生産した米を飼料用米に水増しして出荷
- 「区分管理」で取り組んだほ場から生産された「ふるい下米」を他の用途に販売

## Ⅳ 産地交付金（三木町における各種加算）

| 対 象 作 物                 | 単価(予定) 10a当たり | 確認基準月   | 交付要件                                     |
|-------------------------|---------------|---------|------------------------------------------|
| 新規需要米生産地域加算(飼料用米・WCS用稲) | 2,500 円       | 8 月     | 水田における作付面積<br>※ハウス栽培については<br>交付対象となりません。 |
| ブロッコリー(基幹作、二毛作)         | 8,000 円       | 5月・12月  |                                          |
| ナバナ(基幹作、二毛作)            | 8,000 円       | 12 月    |                                          |
| キュウリ(露地)(基幹作、二毛作)       | 8,000 円       | 8 月     |                                          |
| レタス(基幹作、二毛作)            | 8,000 円       | 5月・11 月 |                                          |
| 大豆(白大豆、黒大豆)             | 8,000 円       | 9月・10 月 | 下記の要件を満たすことが<br>必要です。                    |

※収入保険に加入の場合は、上記での共済引受があるとみなします。

### 【交付対象となる要件】

- 水田を活用した作物に対して助成という趣旨に従い、畑地化した水田や施設園芸に対して交付対象水田の考え方が厳格化されてきていることを踏まえ、ハウス栽培の作物については交付対象にはなりません
- ブロッコリー、ナバナ、キュウリ(露地)、レタス、を販売目的で作付する場合は、営農計画書に出荷時期を記載してください  
(今年度の交付対象となるのは、令和6年4月～令和7年3月の期間に出荷したものに限りです)
- 大豆の交付対象となる要件(①～⑦のうち、2つ以上に取り組むこと)
  - ①集落営農組織の作付け
  - ②中耕培土の2回以上の実施
  - ③子実等水分測定による適期収穫の実施
  - ④畝間灌水の実施
  - ⑤雑草管理の実施
  - ⑥排水対策の実施
  - ⑦病虫害発生予察に基づく効率的防除の実施

### 【留意事項】

- ◆ 交付対象は、**出荷・販売**を目的とする作物で、出荷・販売伝票の写しなどの提出が必要です。
- ◆ 交付対象面積は、産地交付金メニューごとに**a単位(1a未満は切り捨て)**です。
- ◆ 産地交付金の交付単価は、作物別作付実績により、調整される場合があります。
- ◆ 麦・大豆・飼料作物・新規需要米(飼料用米、米粉用米、WCS用稲)・そば・なたね・加工用米・新市場開拓用米を作付けする場合は、**需要者との出荷・販売契約等**が必要です。
- ◆ 畑地及び水田機能がない農地(畦畔がない農地、用水施設のない農地、土地改良区の水田に係る賦課金が支払われていない農地など)は、交付対象農地から除外されます。
- ◆ 交付対象者における認定農業者、認定新規就農者、集落営農の要件については、交付申請期限(令和6年7月1日)までに資格を有することが必要です。

## V 畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)

麦、大豆、そば、なたねの生産販売を行う農業者に対して、「標準的な生産費」と「標準的な販売価格」の差額分に相当する交付金を直接交付します。  
支払いは数量払を基本とし、面積払を数量払の先払いとして交付します。

### 1 交付対象者

認定農業者、認定新規就農者、集落営農が対象

### 2 対象作物

麦、大豆(黒大豆は除く)、そば、なたね ※種子用は対象となりません

### 3 支払方法

支払いについては、数量払を基本とし、当年産の作付面積に応じて交付する面積払は数量払の先払いとして交付します。

### 4 面積払

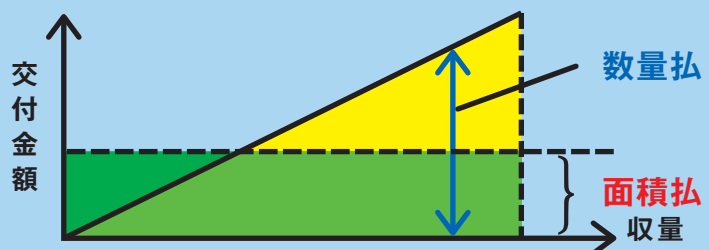
#### (1) 交付対象面積

麦、大豆、そば、なたねの生産面積。  
当年産の作付面積に応じて、数量払の先払いとして交付します。

#### (2) 交付単価

20,000円/10a  
(そばについては13,000円/10a)

#### 数量払と面積払の関係



### 5 消費税負担分に対応した交付単価の設定(免税事業者の確認)

- 畑作物の直接支払交付金の現行交付単価の算定上、消費税負担分が含まれており、課税事業者が消費税の還付を受けた場合には、交付金に含まれる消費税負担分と重複することになります。
- 令和5年産から、消費税の課税事業者向け単価と免税事業者向け単価に分かれることから、免税事業者向けの単価を申請する方は、収入・売上が1千万円以下であることを確認するために、2年前(2期前)の確定申告書等の提出が必要となります。

※上記資料を提出することができない場合には、課税事業者の単価を適用。

#### 《注意》

- 面積払(営農継続支払)の交付金を受けた農業者は、数量払の交付対象数量を、面積払の交付対象面積で除した単収が、市町村等別の基準単収の2分の1に満たない場合、低い単収となった理由書とその証拠書類の提出が必要となります。
- 自然災害等の合理的な理由がない場合は、交付済みの面積払の交付金を返還していただきます。

## 6 品質に応じた数量払の交付単価

ゲタ対策の対象農産物については、地域間・農業者間の品質格差があるため、平均交付単価を基準として、品質に応じた品質区分別単価を設定しています。

### 小麦

(円/60kg)

| 品質区分<br>(等級/ランク) |         | 1等又は1等相当 |        |        |        | 2等又は2等相当 |        |        |        |
|------------------|---------|----------|--------|--------|--------|----------|--------|--------|--------|
|                  |         | A        | B      | C      | D      | A        | B      | C      | D      |
| パン・中華麺用<br>品種    | 課税事業者向け | 7,860円   | 7,360円 | 7,210円 | 7,150円 | 6,700円   | 6,200円 | 6,050円 | 5,990円 |
|                  | 免税事業者向け | 8,270円   | 7,770円 | 7,620円 | 7,560円 | 7,110円   | 6,610円 | 6,460円 | 6,400円 |
| パン・中華麺用<br>品種以外  | 課税事業者向け | 5,560円   | 5,060円 | 4,910円 | 4,850円 | 4,400円   | 3,900円 | 3,750円 | 3,690円 |
|                  | 免税事業者向け | 5,970円   | 5,470円 | 5,320円 | 5,260円 | 4,810円   | 4,310円 | 4,160円 | 4,100円 |

- ・等級は被害粒の割合や粒揃いの違いで区分
- ・A～Dランクはたんばく質の含有率等の違いで区分
- ・パン・中華麺用品種はそれ以外の品種よりも生産費が高いため、2,300円/60kg高い単価を設定

### 大麦・はだか麦

(円/単位数量)

| 品質区分<br>(等級/ランク)  |         | 1等又は1等相当 |        |        |        | 2等又は2等相当 |        |        |        |
|-------------------|---------|----------|--------|--------|--------|----------|--------|--------|--------|
|                   |         | A        | B      | C      | D      | A        | B      | C      | D      |
| 二条大麦<br>(50kg当たり) | 課税事業者向け | 5,870円   | 5,450円 | 5,330円 | 5,280円 | 5,010円   | 4,590円 | 4,460円 | 4,410円 |
|                   | 免税事業者向け | 6,220円   | 5,800円 | 5,680円 | 5,630円 | 5,360円   | 4,940円 | 4,810円 | 4,760円 |
| 六条大麦<br>(50kg当たり) | 課税事業者向け | 5,210円   | 4,790円 | 4,660円 | 4,610円 | 4,180円   | 3,760円 | 3,640円 | 3,590円 |
|                   | 免税事業者向け | 5,510円   | 5,090円 | 4,960円 | 4,910円 | 4,480円   | 4,060円 | 3,940円 | 3,890円 |
| はだか麦<br>(60kg当たり) | 課税事業者向け | 9,220円   | 8,720円 | 8,570円 | 8,480円 | 7,650円   | 7,150円 | 7,000円 | 6,920円 |
|                   | 免税事業者向け | 9,750円   | 9,250円 | 9,100円 | 9,010円 | 8,180円   | 7,680円 | 7,530円 | 7,450円 |

- ・等級は被害粒の割合や粒揃いの違いで区分
- ・A～Dランクは白度やたんばく質の含有率等の違いで区分

### 大豆(黒大豆は除く)

(円/60kg)

| 品質区分(等級) |         | 1等又は1等相当         | 2等又は2等相当 | 3等又は3等相当 |
|----------|---------|------------------|----------|----------|
| 普通大豆     | 課税事業者向け | 10,360円          | 9,670円   | 8,990円   |
|          | 免税事業者向け | 10,770円          | 10,080円  | 9,400円   |
| 特定加工用大豆  | 課税事業者向け | 8,310円(合格又は合格相当) |          |          |
|          | 免税事業者向け | 8,720円(合格又は合格相当) |          |          |

- ・等級は被害粒の割合や粒揃いの違いで区分
- ・特定加工用は、豆腐・油揚げ、しょうゆ、きなこ等製品の段階において、大豆の原形をとどめない用途に使用する大豆

### そば

(円/45kg)

| 品質区分<br>(等級) |         | 1等又は1等相当 | 2等又は2等相当 |
|--------------|---------|----------|----------|
| そば           | 課税事業者向け | 17,180円  | 15,070円  |
|              | 免税事業者向け | 18,010円  | 15,900円  |

- ・等級は容積重の違いや被害粒の割合で区分

### なたね

(円/60kg)

| 品質区分<br>(品種) |         | キザキノナタネ<br>キラリボシ<br>ナナシキブ<br>きらきら銀河<br>ベノカのしずく※ | その他の品種 |
|--------------|---------|-------------------------------------------------|--------|
| なたね          | 課税事業者向け | 7,720円                                          | 6,980円 |
|              | 免税事業者向け | 8,140円                                          | 7,400円 |

- ・エルシン酸を含まず油分含有率の高い品種とその他の品種で区分
- ※今回追加した品種

# 営農計画書の記載例

## 令和6(2024)年度(産)水田活用等営農計画書(地域農業再生協議会提出用)

### 【提出にあたっての承諾事項・重要事項】

- ・地域農業再生協議会、JA、農業共済組合、中国四国農政局、(公財)香川県農地機構及び関係機関が、この記載内容・記入内容に含まれる個人情報について、経営所得安定対策、水田の利活用、農地の利用集積、水稲共済の事務、水稲の作付面積の確認及びJAによる農業経営支援に必要な範囲内で利用することに同意します。
- ・地域農業再生協議会、JA、農業共済組合、中国四国農政局及び関係機関が、水田台帳の整備に必要な範囲内で農業委員会から農地基本台帳の情報の提供を受けることに同意します。
- ・地域農業再生協議会、JA、農業共済組合、中国四国農政局及び関係機関が、対象作物の作付面積確認のため、現地確認及び作付面積を測定することに同意します。
- ・交付要件を満たしていない場合等は、地域農業再生協議会が営農計画書を訂正するとともに、交付金の交付後に要件を満たさなかったことが明らかになった場合には、交付金を返還することを承諾します。

個人情報取扱・  
重要事項説明  
承諾欄

(左記の内容を承諾しました)

- (記入上の注意) 1.太線の枠内を記入してください。新たに農地を引き受ける場合は、農地を追加してください。  
2.畑地には「畑」、助成対象水田には、「※」が記載されています。(助成対象水田は、過去の取組状況で判断しています。)

|                        |                     |                          |                           |                |         |          |                                       |           |                                                                                         |                         |                            |                  |       |     |                                         |      |
|------------------------|---------------------|--------------------------|---------------------------|----------------|---------|----------|---------------------------------------|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|----------------------------|------------------|-------|-----|-----------------------------------------|------|
| 共済組合名                  | 香川県農業共済組合           | 高松                       | 支所                        | 共済地区名          | (9) 〇〇〇 | 共済組合員コード | 1234567                               |           |                                                                                         |                         |                            |                  |       |     |                                         |      |
| 生産調整方針作成者              | 市町コード               | 地区コード                    | 集落コード                     | 農家番号           | 農家氏名    |          | 電話番号                                  |           |                                                                                         |                         |                            |                  |       |     |                                         |      |
| 香川県農業協同組合              | 999                 | 099                      | 099                       | 9999           | カガワタロウ  |          | 087-(800)-0000                        |           |                                                                                         |                         |                            |                  |       |     |                                         |      |
| 住所                     |                     |                          |                           |                |         |          | 記載内容について確認することがありますので、電話番号は必ずご記入ください。 |           |                                                                                         |                         |                            |                  |       |     |                                         |      |
| 耕地<br>番号               | (畦畔込み面積)<br><br>所在地 | 認定任意<br>等への<br>利用の<br>委託 | 農地面積<br>(畦畔除く)<br><br>a m | 助成<br>対象<br>水田 | 作付面積    |          | 収量<br>等級                              | 品種<br>コード | 作物名等又は水稲品種名<br><br>(裏作が交付対象になる場合には、<br>「」で作物名を記入してください。<br>麦は令和6年に収穫するものを記入し<br>てください。) | の水<br>量<br>合<br>計<br>※2 | 予<br>定<br>稲<br>月<br>日<br>付 | 耕<br>地<br>連<br>携 | 前年度実績 |     | ※<br>上:水田区<br>中:作物<br>コード<br>下:緑<br>等の年 |      |
|                        |                     |                          |                           |                | 水稲      | 水稲以外     |                                       |           |                                                                                         |                         |                            |                  | a m   | a m |                                         | 水稲面積 |
| 0101                   | テゾンマI 123-1         |                          | 950                       | ※23            | 950     | 950      |                                       |           | ヒノヒカリ<br>(小麦)                                                                           | 6/20                    | 6/20                       |                  |       | 950 |                                         | 150  |
| 0102                   | テゾンマI 123-2         |                          | 230                       | ※23            | 230     | 230      |                                       |           | コシヒカリ<br>(ブロッコリー 12月)                                                                   | 5/3                     | 5/3                        |                  |       | 230 |                                         | 1    |
| 0103                   | テゾンマI 123-3         |                          | 1900                      | ※22            | 1900    |          |                                       |           | みなちから(W)                                                                                | 6/5                     | 6/5                        |                  |       |     |                                         | 1    |
| 0104                   | テゾンマI 123-4         |                          | 480                       | ※              |         | 480      |                                       |           | 家庭菜園                                                                                    | /                       | /                          |                  |       |     | 480                                     | 1    |
| 0105                   | テゾンマI 123-5         |                          | 1150                      | ※              |         | 1150     |                                       |           | 水張り<br>(6月1日~7月15日)                                                                     | 6/1                     | /                          |                  |       |     | 1150                                    | 1    |
| 0106                   | テゾンマI 123-6         |                          | 840                       | ※23            |         | 840      |                                       |           | 白大豆                                                                                     | /                       | /                          |                  |       | 840 |                                         | Y    |
| 0107                   | テゾンマI 123-7         |                          | 760                       | 畑              |         | 760      |                                       |           | 自己保全管理                                                                                  | /                       | /                          |                  |       |     |                                         |      |
| 0108                   | テゾンマI 123-8         |                          | 1780                      | ※              | 1780    |          |                                       |           | ヒノヒカリ(飼)                                                                                | 6/20                    | 6/20                       |                  |       |     |                                         |      |
| 0109                   | テゾンマI 123-9         |                          | 2000                      | ※              |         | 2000     |                                       |           | 飼料作物(ソルガム)                                                                              | /                       | /                          |                  |       |     |                                         |      |
| (1100)<br>テゾンマI 123-10 |                     |                          | 1050                      |                |         | 1050     |                                       |           | 小麦(〇〇町<br>〇〇様より借りた)                                                                     | /                       | /                          |                  |       |     |                                         |      |
| 合 計                    |                     |                          |                           |                |         | 4860     | 7460                                  |           |                                                                                         |                         |                            |                  |       |     |                                         |      |

|         |                 |               |
|---------|-----------------|---------------|
| 水稲の種類   | 出荷・販売予定数量<br>kg | 生産予定面積<br>a m |
| 新規需要米   |                 |               |
| WCS用米   |                 |               |
| 米粉用米    |                 |               |
| 飼料用米    |                 |               |
| 新市場開拓用米 |                 |               |
| 加工用米    |                 |               |
| 備蓄米     |                 |               |
| 合 計     |                 |               |

|                                                            |               |      |               |
|------------------------------------------------------------|---------------|------|---------------|
| 畑作物の直接支払い交付金の営農継続支払いに係る生産予定面積(認定農業者、要件を満たす集落営農、認定新規就農者が対象) |               |      |               |
| 対象作物                                                       | 生産予定面積<br>a m | 対象作物 | 生産予定面積<br>a m |
| 小麦                                                         |               | 大豆   |               |
| はだか麦                                                       |               | そば   |               |
|                                                            |               | なたね  |               |
| 収穫後交付を希望する※3 する 品目欄                                        |               |      |               |

### (記入上の注意)

- ※水田、畑、二毛作の区分に限らず、作付面積の合計を記載して下さい。
- ※麦は、数量払いの対象とならない種子麦を除いた面積とします。
- ※大豆は、数量払いの対象とならない種子用大豆、黒大豆を除いた面積とします。
- ※そば、なたねは、数量払いの対象とならない種子用を除いた面積とし、なたねについては、油糧用以外のものを除いた面積とします。
- ※2 湛水管理を開始する予定日を記入してください。協議会により、別に事前申請が必要な場合があります。「1か月以上の湛水管理が行われている」かつ「連作障害による収量低下が発生していない」の全てに該当する場合は水稲作付を行ったとみなされます。
- ※3 「収穫後交付を希望する」の欄は、数量払いの交付申請後に面積払いの交付を希望する場合のみ「する」に○を付けてください。なお、一部の品目のみ希望する場合は、右側の「品目欄」に収穫後交付を希望する対象畑作物名を記入してください。

## 記載例

- 氏名等の印字内容で訂正がある場合は、二重線で消して訂正をお願いします。
- 用紙の右上の「個人情報取扱・重要事項説明承諾欄」に（1枚目のみ）、○印を記入してください。※令和3年度より押印は不要となっています。
- 営農計画書の提出枚数が多い場合は、営農計画書に「別紙のとおり」と記載した上で、エクセル等の別表での提出も可能です。
- 記載内容について確認することがありますので、電話番号を記入してください。
- 水稻を作付けする場合は、品種名と植付予定月日を記入してください。
- 非主食用米を作付けする場合は、下記のように記入してください。

|                  |         |   |
|------------------|---------|---|
| (例) 加工用米の場合      | : オオセト  | ④ |
| 飼料用米の場合          | : ヒノヒカリ | ③ |
| 米粉用米の場合          | : ヒノヒカリ | ② |
| WC S用稲の場合        | : みなちから | ① |
| 飼料用米の<br>多収品種の場合 | : ホシアオバ | ⑤ |

非主食用米の作付面積は、「水稻作付面積」の欄に（ ）書きで記入してください。

- 大豆、ブロッコリー、キュウリ（露地）、ナバナ、レタスなど交付対象作物であっても、販売しないものは家庭菜園又は野菜と記入してください。ハウス栽培については、交付対象となりません。
- 4月から翌年3月の間に出荷した作物が交付対象となります。ブロッコリー、ナバナ、レタスなど交付対象作物は、作物名の下に出荷予定時期を必ず記入してください。
- 二毛作は、主食用米又は麦以外の戦略作物を表作とし、裏作には小麦、はだか麦、ブロッコリー、ナバナ、レタスなどを（ ）書きで記入してください。

|    |      |        |       |        |          |
|----|------|--------|-------|--------|----------|
|    | 【例1】 | 【例2】   | 【例3】  | 【例4】   | 【例5】     |
| 表作 | 大豆   | 飼料作物   | おいでまい | ヒノヒカリ③ | コシヒカリ    |
| 裏作 | (小麦) | (はだか麦) | (小麦)  | (小麦)   | (ブロッコリー) |

※麦を記載する場合は、令和5年秋まきの令和6年春 収穫の麦について記載してください。

- 二毛作で裏作の作物を団体等に持ち込む場合、作付面積は記入せずに、所在地の横の欄に「裏」と記入してください。（表作と裏作の両方を団体等に持ち込む場合は「表裏」と記入してください。）
- 水張りを行い、湛水管理を行う場合は「水張り」と記入して、水張り実施の場合欄に水張り開始時期を必ず記入して下さい。水張りの現地確認を行う予定です。
- 農業委員会等で手続きをし、農地を借りて新たに作付した場合は、手書きで記入してください。
- (1枚目) 地域協議会提出用、(2枚目) 生産方針作成者控え用（青色用紙）、(3枚目) 農業共済控え用（緑色用紙）、(4枚目) 地域協議会事務局控え用（青色用紙）、(5枚目) 農業者用（茶色用紙）です。

## 現地確認に関する留意事項

現地確認は提出された営農計画書に基づいて行われます。作物により確認時期が異なりますが（おおよその確認時期は1ページ及び4ページの確認基準月をご参照ください。）、現地確認時に作付けが確認できない場合、交付対象外となることもありますのでご注意ください。また、営農計画書の変更があった際には早急にご連絡ください。

# 経営所得安定対策等交付金申請手続きのご案内

- ◇必要に応じて、添付書類を提出していただくことがあります。
- ◇今年の交付金申請書の提出期限は、令和6年7月1日までとなっています。

## ① 交付金申請書(様式第1号)

|                                                                                                                                          |                 |                    |                    |                                                                                                             |                                                                                                                                                           |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|--------------------|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 様式第1号A                                                                                                                                   |                 | 経営所得安定対策等交付金交付申請書  |                    | 令和 6 年産                                                                                                     |                                                                                                                                                           |
| 農林水産大臣 殿<br>「経営所得安定対策等実施要綱(平成23年4月1日付け(農)第103号)農林水産事務次官依命通知」を了知した上で、経営所得安定対策等交付金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。<br>また、別紙「交付申請に関する誓約事項」について誓約します。 |                 |                    |                    |                                                                                                             |                                                                                                                                                           |
| ①<br>交付申請者欄                                                                                                                              | フリガナ            | ②                  | ノウリン タロウ           | 申請年月日                                                                                                       | 令和 6 年 6 月 1 日                                                                                                                                            |
|                                                                                                                                          | 氏名又は法人・組織名      | ②                  | 農林 太郎              | 生年月日                                                                                                        | 40 年 1 月 2 日                                                                                                                                              |
|                                                                                                                                          | フリガナ            |                    |                    | 職・種                                                                                                         | 職 職                                                                                                                                                       |
|                                                                                                                                          | 代表者氏名(法人・組織のみ)  |                    |                    | 職・種                                                                                                         | 職 職                                                                                                                                                       |
|                                                                                                                                          | (〒 123 - 4567 ) |                    |                    | 経営形態                                                                                                        | ④ 認定状況                                                                                                                                                    |
|                                                                                                                                          | 住所              | 香川県〇〇郡□□町△△△1234番地 |                    | <input checked="" type="checkbox"/> 個人<br><input type="checkbox"/> 集落営農(構成員)<br><input type="checkbox"/> 法人 | <input checked="" type="checkbox"/> 認定農業者<br><input type="checkbox"/> 認定新規就農者<br><input type="checkbox"/> 集落営農(ゲタ・ナラン対象)<br><input type="checkbox"/> 認定なし |
|                                                                                                                                          |                 |                    |                    | 電話番号                                                                                                        | ※連絡のとれる電話番号を記入してください(携帯可)<br>0 9 0 - 1 2 3 4 - 5 6 7 8                                                                                                    |
|                                                                                                                                          |                 |                    |                    | 法人番号                                                                                                        |                                                                                                                                                           |
| ※「畑作物の直接支払交付金(ゲタ)」及び「収入減少影響緩和交付金(ナラン)」に申請される場合は、「認定状況欄」のいずれかの対象者に認定されているか認定されることが「確実であることが必要です」。                                         |                 |                    |                    |                                                                                                             |                                                                                                                                                           |
| ② 交付申請内容(令和6年産の申請の「する」「しない」欄に○を付けてください)※前年産の申請状況は参考です。<br>※ゲタ・ナランを申請する方は、裏面にも記載欄があります。                                                   |                 |                    |                    |                                                                                                             |                                                                                                                                                           |
| 交付金名                                                                                                                                     |                 | ⑤                  | 畑作物の直接支払交付金(ゲタ)の申請 | ⑥ 収入減少影響緩和交付金(ナラン)の申請                                                                                       |                                                                                                                                                           |
| 令和6年産の申請                                                                                                                                 |                 | する                 | しない                | 面積払の申請は                                                                                                     | する                                                                                                                                                        |
| (参考)前年産の申請状況                                                                                                                             |                 | 無                  |                    |                                                                                                             | 無                                                                                                                                                         |
| 水田活用直接支払交付金に係る事業                                                                                                                         |                 |                    |                    |                                                                                                             |                                                                                                                                                           |
| 事業名                                                                                                                                      |                 | ⑦                  | 水田活用の直接支払交付金       | ⑧ コメ新市場開拓等促進事業の申請                                                                                           |                                                                                                                                                           |
| 令和6年産の申請                                                                                                                                 |                 | する                 | しない                | する                                                                                                          | しない                                                                                                                                                       |
| (参考)前年産の申請状況                                                                                                                             |                 | 無                  |                    | 無                                                                                                           |                                                                                                                                                           |
| 事業名                                                                                                                                      |                 | ⑨                  | 畑作物産地形成促進事業の申請     | ⑩ 畑地化促進事業の申請                                                                                                |                                                                                                                                                           |
| 令和6年産の申請                                                                                                                                 |                 | する                 | しない                | する                                                                                                          | しない                                                                                                                                                       |
| (参考)前年産の申請状況                                                                                                                             |                 | 無                  |                    | 無                                                                                                           |                                                                                                                                                           |
| ③ 環境と調和のとれた農業生産の実施状況<br>(ゲタ・ナラン・畑作物産地形成促進事業・コメ新市場開拓等促進事業の申請者が記載)                                                                         |                 |                    |                    |                                                                                                             |                                                                                                                                                           |
| <input checked="" type="checkbox"/> ⑪ 過去1年間の農業経営全体の状況について、環境と調和のとれた農業生産が実行できている。                                                         |                 |                    |                    |                                                                                                             |                                                                                                                                                           |
| ※別紙としてお配りした別記様式の「環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート確認事項」をご確認の上チェック欄に✓してください。                                                                     |                 |                    |                    |                                                                                                             |                                                                                                                                                           |
| ④ 各種確認事項(該当する欄に○を付けてください)                                                                                                                |                 |                    |                    |                                                                                                             |                                                                                                                                                           |
| 登録済の振込口座                                                                                                                                 |                 | ⑫                  | 変更なし               | 「個人情報」の取扱いに記載された内容について                                                                                      |                                                                                                                                                           |
| 新規                                                                                                                                       |                 |                    | 変更あり               | 同意する                                                                                                        |                                                                                                                                                           |
| 交付申請者管理コード                                                                                                                               |                 |                    |                    |                                                                                                             |                                                                                                                                                           |
| [地域協議会等] [地方農政局等]                                                                                                                        |                 |                    |                    |                                                                                                             |                                                                                                                                                           |

## ■ 必要な記入事項及び注意点

令和5年度に経営所得安定対策に加入されていた方は、氏名、住所等を印字していますのでご確認ください。

新たに加入される方は、必要事項を全て記入してください。同時に交付金振込口座届出書も記入し提出してください。(用紙は JA 東讃営農センター中央農業振興センターまたは、ふれあいセンター三木店まで。)

### ① 申請年月日

・申請期間は、令和6年4月1日から7月1日までです。

### ② 交付申請者欄（氏名、住所等）

・氏名、住所に変更のある場合は二重線で抹消の上、訂正してください（訂正印不要）。

### ③ 生年月日

・生年月日を記入してください。

法人・集落営農は、組織の代表者の生年月日です。

### ④ 認定状況

・申請時点での状況で記載願います。

### ⑤ 畑作物の直接支払交付金（ゲタ）の申請

・認定農業者、集落営農、認定新規就農者であって、販売目的で麦・白大豆・そば・なたね（食用植物油用）を作付けする方が交付対象者です。

・ゲタ対策については、畑で作付けされた作物も含まれます。

・ゲタ対策に申請される方は、裏面の様式第1号Bの⑳㉑も記載願います。

### ⑥ 収入減少影響緩和交付金（ナラシ）の申請

・認定農業者、集落営農、認定新規就農者であって、販売目的で主食用米・麦・白大豆を作付けする方が対象です。収入保険に加入している場合は、ナラシ対策には加入できません。

・ナラシ対策については、畑で作付けされた作物も含まれます。

・ナラシ対策に申請される方は、裏面の様式第1号B⑲㉒㉓も記載願います。

### ⑦ 水田活用の直接支払交付金の申請

・主食用米以外の作物を販売目的で作付けする方が交付対象者です。

### ⑧ コメ新市場開拓等促進事業の申請

・産地と実需者との連携の下、新市場開拓用米等の低コスト生産等の取組を行う農業者を支援します（地域協議会へお問い合わせください）。

### ⑨ 畑作物産地形成促進事業の申請

・産地・実需協働プランに参画する生産者が、需要者ニーズに対応するための低コスト生産等の技術導入や畑作物の導入・定着に向けた取組を行う場合に、取組面積に応じて支援します（地域協議会へお問い合わせください）。

### ⑩ 畑地化促進事業の申請

・水田を畑地化し、高収益作物やその他作物の定着を図る取組等を支援します（地域協議会へお問い合わせください）。

### ⑪ 環境と調和のとれた農業生産の実施状況

（ゲタ・ナラシ対策・畑作物産地形成促進事業・コメ新市場開拓促進事業の申請者が記載）

・別添、様式第1号の参考「環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る確認事項」を読んでいただき、実施していれば、チェックをしてください。実施していなければ、ゲタ・ナラシ対策・畑作物産地形成促進事業・コメ新市場開拓促進事業に加入・申請ができません。

### ⑫ 登録済の振込口座

・「新規」「変更あり」に○を付けた場合は、必ず、交付金振込口座届出書（様式第3号）及び通帳表紙裏ページ（口座名義及び口座番号記載）のコピーも提出してください。

### ⑬ 「個人情報の取扱い」に記載された内容について

・様式第1号別添の内容を確認して同意する場合は、必ず「同意する」に○を付けてください。

## 【別表】水田活用の直接支払交付金の対象作物（⑦関係）

### 〔水田で作付〕

麦（種子含む）、大豆（黒大豆含む）、飼料作物、米粉用米、飼料用米、WCS用稲、加工用米、そば、なたね、新市場開拓用米

### 〔ハウス栽培は除く〕

ブロッコリー、キュウリ（露地）、レタス、ナバナ

## 交付申請書の裏面

様式第1号B

「ゲタ対策」「ナラシ対策」を申請される方は  
記入してください。

通信欄

⑤ ゲタ・ナラシ申請者各種確認事項(ゲタ・ナラシ申請者が記載)※該当するものに○を記入してください。

| 【個人又は法人が記載】                |                  |            |                   | 【集落営農が記載】                              |                                             |
|----------------------------|------------------|------------|-------------------|----------------------------------------|---------------------------------------------|
| 収入保険の加入状況                  |                  | (14)       | 加入している<br>加入していない | 収入保険に加入している構成員の有無<br>（「有」の場合、当該構成員の人数） | (15) 有( )人<br>無                             |
| (16) 営農開始<br>法人設立<br>からの期間 | 2年以上<br><br>2年未満 | 前年の税務申告の状況 | (17) 青色申告<br>白色申告 | 前年の税務申告の状況<br>(組織としての状況を記載)            | (18) 各構成員が申告<br>(組織として申告なし)<br>青色申告<br>白色申告 |

※既に収入保険に加入している個人又は法人は、本年産のナラシの申請はできません。  
 ※ゲタ対策の申請には、数量払と面積払の両方が含まれています。また、ゲタに申請される場合は、別途提出いただく営農計画書等の「畑作物の直接支払交付金(ゲタ)に係る生産予定面積」欄を記載する必要があります。  
 ※営農開始・法人設立からの期間及び前年の税務申告の状況は、ゲタ対策における交付単価の決定及びナラシ対策をはじめとする経営所得安定対策等の将来的な在り方を検討するための重要な情報です。

## ⑥ 収入減少影響緩和交付金(ナラシ)の積立て申出(ナラシ申請者が記載)

令和6年度収入減少影響緩和交付金(ナラシ)について、本年8月末までに積立金の積立てを行う旨及び対象農産物ごとの生産予定面積を下記のとおり申し出ます。

※対象農産物ごと、地域等区分(地域別・銘柄別)ごとの生産予定面積を記入してください。  
※収入保険に加入している構成員のいる集落営農については、当該構成員の分を除いた生産予定面積を記入してください。

| 対象農産物 | 地域等区分 | 生産予定面積   |
|-------|-------|----------|
| 米穀    |       | 40,000 ㎡ |
| 小麦    | 19    | 50,000 ㎡ |
| はだか麦  |       | 30,000 ㎡ |
| 大豆    |       | 8,000 ㎡  |
|       |       | ㎡        |
|       |       | ㎡        |
|       |       | ㎡        |
|       |       | ㎡        |

⑦ ナラシ積立金の積立コースの意向選択(ナラシ申請者が記載)

20 該当するものにレ印を記入してください。

|                          |     |                                     |     |                   |
|--------------------------|-----|-------------------------------------|-----|-------------------|
| <input type="checkbox"/> | 10% | <input checked="" type="checkbox"/> | 20% | の減収に対応した積立金を納付予定。 |
|--------------------------|-----|-------------------------------------|-----|-------------------|

⑧ ゲタ対策数量払の単価選択(ゲタ申請者が記載)

令和6年6月末時点の状況を基に、申請する単価にレ印を記入してください。

**21** 免税事業者向け単価を申請する方は、2年前(2期前)の確定申告書等の提出が必要です。

|                                     |           |                          |                        |
|-------------------------------------|-----------|--------------------------|------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> | 免税事業者向け単価 | <input type="checkbox"/> | 課税事業者向け単価(免税事業者向け単価以外) |
|-------------------------------------|-----------|--------------------------|------------------------|

⑨ 農地の有効利用の実施状況(ゲタ・ナラシ対象者が記載)

☒ 現在、耕作しておらず、かつ、引き続き耕作しない農地がない。

交付申請者管理コード

[illegible]

【地域協議会等】

【地方農政局等】

・ 交付申請書の裏面は、ナラシ対策の申請書になっています。加入できるのは認定農業者、認定新規就農者、集落営農です。(収入保険制度と重複して加入はできません。)

⑭収入保険の加入状況

・ 申請時点での収入保険の加入状況を記載願います。

⑮収入保険に加入している構成員の有無

・ 集落営農の方で、構成員が収入保険に加入している場合に記載願います。

⑯営農開始・法人設立からの期間

・ ゲタ対策を申請する方で、個人の方は営農開始から、法人の方は設立からの期間が2年以上か2年未満のいずれかに必ず「○」を付けてください。

⑰前年の税務申告の状況

・ 青色申告もしくは白色申告が該当する方に「○」を付けてください。

⑱前年の税務申告の状況(組織としての状況を記載)

・ 各構成員が申告、組織として青色申告もしくは、白色申告が該当する方に「○」を付けてください。

⑲生産予定面積(ナラシ申請者が記載)

・ 対象農産物ごとに令和6年産の生産予定面積(営農計画書に記載)を記載願います。麦については、令和6年5～6月収穫予定のものが該当です。

・ 収入保険に加入している構成員のいる集落営農組合については、当該構成員の面積を除いた生産予定面積を記載願います。

⑳ナラシ積立金の積立コースの意向選択(ナラシ申請者が記載)

・ 10%、20%のいずれかにチェックをしてください。積立する際にコースを変更することができます。(10%と20%コースは、収入が減少した場合の補償範囲が異なります。10%コースの場合は、収入が15%下落しても、10%までの補償となります。)

例・令和5年産の抛出額 10%コースの場合 米：2,452 円 /10a 小麦：568 円 /10a はだか麦：311 円 /10a 大豆：298 円 /10a

㉑消費税の課税事業者・免税事業者等の状況(ゲタ申請者が記載)

・ ゲタの申請を「する」に「○」を付けた方は、「課税事業者」、「免税事業者」等のいずれかに必ずチェックしてください。免税事業者向け単価を申請する方は、2年前(2期前)【令和4年分】の確定申告書等を提出してください。

㉒農地の有効利用の実施状況(ゲタ・ナラシ対象者が記載)

・ 耕作放棄地(農業委員会から農地法第36条第1項の規定による勧告に係る農地)がなければ、チェックをしてください。耕作放棄地があれば、ゲタ・ナラシ対策に加入できません。

・ 農業委員会から農地法第36条第1項の規定による勧告に係る農地がないことを確認してください。

## 添付書類のお願い(交付金を申請する方)

### ◆農作業受委託契約書の提出について

農地法、利用権設定をしていない農地の貸し借りをされている方は、貸し借りしている農地の作業受委託契約書を営農計画書と一緒にJA東讃営農センター中央農業振興センターまたは、ふれあいセンター三木店まで提出してください。

なお、農作業受委託契約期間は原則一年以内です。

### ◆産地交付金の交付対象作物を作付し、販売する方

産地交付金の交付対象作物を作付し、販売される方は出荷・販売後に対象作物に係る販売伝票の写しをJA東讃営農センター中央農業振興センターまたは、ふれあいセンター三木店まで提出してください。(JAに出荷した場合は、販売伝票等の写しの提出は必要ありません。)

### ◆戦略作物を作付し、販売する方

戦略作物(麦・大豆・新規需要米・飼料作物等)を作付される方は、播種前契約書等の提出が必要です。また、出荷後には販売伝票等の写しの提出も必要になります。(飼料作物の場合は、自家利用計画書と給餌月報又は利用供給協定書)

なお、JAに出荷した場合には、その限りではありません。

※必要な添付書類の提出がない場合は、交付金を受け取ることができません。

## 交付金に関するスケジュール(予定)

|                         | 令和6年(2024年)        |    |    |    |    |    |     |     |     |    | 令和7年(2025年) |    |    |    |    |  |
|-------------------------|--------------------|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|-------------|----|----|----|----|--|
|                         | 4月                 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月          | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 |  |
| 申請手続交付金の状況              | 対象作物の作付確認、数量払の数量確認 |    |    |    |    |    |     |     |     |    |             |    |    |    |    |  |
|                         | ゲタ対策の面積払の交付        |    |    |    |    |    |     |     |     |    |             |    |    |    |    |  |
|                         | ゲタ対策の数量払の交付        |    |    |    |    |    |     |     |     |    |             |    |    |    |    |  |
|                         | 水田活用交付金の交付         |    |    |    |    |    |     |     |     |    |             |    |    |    |    |  |
| 交付金交付申請書の申請・ナラシ対策の積立て申出 |                    |    |    |    |    |    |     |     |     |    |             |    |    |    |    |  |
|                         |                    |    |    |    |    |    |     |     |     |    |             |    |    |    |    |  |
| 交付申請                    |                    |    |    |    |    |    |     |     |     |    |             |    |    |    |    |  |
|                         |                    |    |    |    |    |    |     |     |     |    |             |    |    |    |    |  |
| ナラシ対策の交付金の交付            |                    |    |    |    |    |    |     |     |     |    |             |    |    |    |    |  |
|                         |                    |    |    |    |    |    |     |     |     |    |             |    |    |    |    |  |

# 水田活用の直接支払交付金における 交付対象水田について

香川県農業再生協議会、三木町地域農業再生協議会  
令和6年2月

水田活用の直接支払交付金の交付対象となる「交付対象水田」の範囲について、令和4年度より、以下の要件が追加されました。

令和9年度以降、**過去5年間連続して水稻の作付けが行われていない農地**について、原則として**交付対象外**となる。(5年水張りルール)

## 交付対象水田の継続と除外(イメージ)

| R4   | R5   | R6 | R7   | R8 | R9        | R10  | R11・・・                           |   |           |
|------|------|----|------|----|-----------|------|----------------------------------|---|-----------|
|      | 水稲作付 | 1  | 2    | 3  | 4         | 水稲作付 | 5年に1度の水稲作付により、<br>交付対象水田として維持できる |   |           |
| 1    | 2    | 3  | 4    | 5  | 交付対象から外れる |      |                                  |   |           |
|      | 水稲作付 | 1  | 2    | 3  | 4         | 5    | 交付対象から外れる                        |   |           |
| 水稲作付 | 1    | 2  | 水稲作付 | 1  | 2         | 3    | 4                                | 5 | 交付対象から外れる |

※一度交付対象外になると、原則、交付対象水田に戻りません。

5年に一度の水張りは「**水稻作付け**」により行うことが**基本**です。  
交付対象水田を維持するために、まずは**水稻の作付**を検討しましょう

○水稻と麦類、高収益作物を組み合わせた**二毛作**により、  
**収益性の高い農業**を目指しましょう！



○飼料用米やWCS用稲、米粉用米などの**新規需要米の作付け**により  
**水田の有効利用**を図りましょう！



ただし、

- 災害復旧や基盤整備の対象で、水稻の作付けが困難な場合は、交付対象から除外されません。
- 「湛水管理を1か月以上実施」し、「連作障害による収量低下が発生していない」場合は、水稻作付けが行われたとみなされます。

1か月以上、水稻作付け  
と同等の湛水管理



連作障害による収量低下が発生  
していないことの確認



水稻作付  
とみなす

## 対象ほ場の確認方法について

地域農業再生協議会が対象ほ場を把握するため、  
**営農計画書への記載は確実に行ってください！**

- 水稻を作付する場合は、「品種名」と「植付予定月日」を記入して下さい。  
水稻作付の確認は水稻引受共済（収入保険）による書類確認、または所用な現地確認にて行います。
- 水稻作付によらない1か月以上の湛水管理を行う場合は、「水張り」と記入し、「**水張り実施の場合**」欄に**水張り開始予定日**を記入してください。

## 水張りの現地確認方法について

現地確認は地域農業再生協議会が**湛水開始時期と湛水管理終了時期に2回**行います。**2回とも湛水状態が確認できた場合のみ、1ヵ月以上の湛水管理を行ったと認められます。**

## 連作障害による収量低下の有無の確認方法について

水張り後に作付けした作物の状態を現地確認または、書類提出による収量確認により行います。

### Q&A

- Q 交付対象水田から外れるとどうなるのか
- A 交付対象水田で麦や大豆等の戦略作物を耕作することで交付される「戦略作物助成」と、県や地域が対象作物と単価を設定する「産地交付金」の対象外となり、交付されません。  
※交付対象水田には営農計画書の「助成対象水田」欄に「＊」がついています。
- Q 農地の耕作者が変わっても、交付対象外となった農地がそのままになるのか
- A 交付金の対象になるかどうかの判定は令和9年以降毎年度、所有者や耕作者にかかわらず水田一筆ごとに判定し記録されます。このため、一度交付対象水田から外れた場合、原則交付金対象に復帰することはありません。
- Q 交付対象外となった農地は、登記上の地目や課税上の地目が変わるのか
- A 今回の見直しは、水田活用の直接支払い交付金の制度上の取り扱いのみを変更するものであり、登記や課税等の変更を伴うものではありません。

【お問合せ先】 三木町地域農業再生協議会（事務局） 087-847-3839  
香川県農業再生協議会（事務局） 087-832-3418 087-825-2503  
中国四国農政局 香川県拠点 087-883-6503

令和 6 年産米穀の売渡委託契約書(出荷契約書)〔1・1〕

裏面記載事項（個人情報については約定事項の 10）に同意のうえ、下記のとおり申し込みます。

| 生産者コード                      | 住 所                                          | 氏 名   |
|-----------------------------|----------------------------------------------|-------|
| 01234567<br>(2010010010001) | 香川県木田郡三木町氷上<br>3 6 4 - 1<br>TEL 087-891-〇〇〇〇 | 三木 太郎 |

| 産地名 |     |
|-----|-----|
| 県名  | 香川県 |
| 市町名 |     |

| 世帯人員 | 農地面積                      |
|------|---------------------------|
| 5 人  | a m <sup>2</sup><br>70 00 |

水田の総面積をご記入下さい。

同居のご家族の人数をご記入下さい。

|      |         |    | 主食うるち米等 |                   |            |           |            |
|------|---------|----|---------|-------------------|------------|-----------|------------|
| 種類   | 品種名／コード |    | 作付面積    |                   | 収穫見込<br>数量 | 農家<br>消費等 | 売渡委託<br>数量 |
| うるち米 | コシヒカリ   | 60 | 20 a    | 00 m <sup>2</sup> | 34 個       | 10 個      | 24 個       |
|      | はえぬき    | 20 | 10      | 00                | 17         |           | 17         |
|      | オオセト    | 40 |         |                   |            |           |            |
|      | ヒノヒカリ   | 50 | 9       | 50                | 16         | 6         | 10         |
|      | おいでまい   | 01 |         |                   |            |           |            |
|      |         |    |         |                   |            |           |            |
|      |         |    |         |                   |            |           |            |
|      |         |    |         |                   |            |           |            |
|      |         |    |         |                   |            |           |            |
|      | 小 計     |    | 39      | 50                | 67         | 16        | 51         |
| もち米  | クレナイモチ  | 93 | 10      | 00                | 17         | 2         | 15         |
|      |         |    |         |                   |            |           |            |
|      | 小 計     |    | 10      | 00                | 17         | 2         | 15         |
| 合 計  |         |    | 49      | 50                | 84         | 18        | 66         |

前年度米穀出荷実績

| 世帯人員 | 農地面積 |
|------|------|
|      |      |

品種別に作付面積をご記入下さい。  
また、最下段に合計をご記入下さい。

品種別に収穫見込数量をご記入下さい。  
また、最下段に合計をご記入下さい。

品種別に自家消費数量をご記入下さい。  
また、最下段に合計をご記入下さい。

量目: 30 kg  
品種別に J A へ出荷して頂ける数量をご記入下さい。  
また、最下段に合計をご記入下さい。

|    |  |  |  |
|----|--|--|--|
| 合計 |  |  |  |
|----|--|--|--|

法人構成員の場合にあっては売渡委託契約明細書

香川県農業協同組合  
管轄地区 東讃営農センター  
支店 ○○支店  
集落 ○○

当年産の出荷名義が左記と異なる場合

→

|      |                                                                                                      |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 名義変更 | 当年産の出荷名義を変更される場合は、 <u>新名義での「出荷契約書」の再作成、決済口座の変更手続き等が必要となりますので、新名義のご通帳及び登録印鑑をご用意のうえ、担当支店までお申し出下さい。</u> |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|

|    |     |     |
|----|-----|-----|
| 検印 | 入力者 | 担当者 |
|    |     |     |

記入上の留意事項

＜收穫見込数量＞および＜売渡委託数量＞

- 数量は30kg個数で記入して下さい。
- 收穫見込数量は、実際の収量が基準単収より大きい場合は実態に即した数量を記入して下さい。
- 売渡委託数量は、收穫見込数量から農家消費等の数量を差し引いた数量を記入して下さい。
- 売渡委託数量は、農家消費等の数量を差し引いた数量全量を記入して下さい。

(不課税)

私 三木 太郎 (以下「甲」という。)と香川県農業協同組合 (以下「乙」という。)  
とは、甲の生産・出荷する令和6年産米穀に関し、次のとおり契約(以下、「出荷契約」という。)を締結する。なお、第8条に定める約定事項(以下「本約定事項」という。)は、当然に本契約の一部として解釈される。

(売渡委託)

第1条 甲は乙に対し、水田活用米穀(政府備蓄米・飼料用米・米粉用米・加工用米)を除く米穀についての売渡しの委託または売渡し(以下「売渡委託等」という)を行い、收穫後乙に出荷(本契約にもとづき、乙または乙の指定する場所に引き渡すことをいう。また、本契約にもとづき出荷される米穀を以下「主食うるち米等」という。)する。

2 甲は米穀の販売について、乙に対して無条件委託し、乙は責任をもって受託する。

(売渡委託等を行う数量)

第2条 甲が乙に売渡委託等を行う数量(以下「出荷契約数量」という。)は、本契約書左表に記載した出荷契約数量とする。

2 甲が、豊作等により出荷契約数量を上回って乙に出荷した場合、乙が認めた数量に限り、甲は乙に 売渡委託等を行うことができる。

(契約不適合)

第3条 甲は、主食うるち米等(備蓄米を除く)について、乙に対する売渡委託等後5年以内に、生産者または甲に起因する種類、品質または数量に関する契約不適合(数量不足、種類違い、異臭、石・金属片・虫等異物の混入、カビ等の被害を受けた米穀の混入等)が発見された場合、甲は乙による不足分または代替品の出荷請求および事故処理費用等の損害賠償請求に応じる。

2 甲が負担すべき損害額が本約定事項5に定める違約金の額を乙に過失なく超過した場合、甲は乙の請求にもとづき、その差額または合理的な損害額について責を負うものとする。

(違約措置)

第4条 甲は、出荷数量が出荷見込契約数量を下回った場合は、甲の故意または過失による場合を除き、違約措置は行わないこととする。

2 米穀の出荷後、双方の合意なくして出荷契約の解除はできないものとする。

(再委託)

第5条 甲は、本契約に定める事項に関し、乙が全国農業協同組合連合会(以下「全農」という。)に再委託または売渡しを行うことについては一任する。

2 乙と全農との間で再委託契約が締結された場合は、乙の破産等によっても、全農との再委託契約の効力は解消せず、甲は従前の再委託契約にしたがい、甲の米穀が全農に売渡委託等されることを承諾するものとする。

(法令遵守)

第6条 甲は、乙に売渡委託等を行う主食うるち米等については、関係法令(食糧法、米トレーサビリティー法、食品表示法、景品表示法、不正競争防止法、農産物検査法、食品衛生法、独占禁止法、刑法、農薬取締法、種苗法など)および県・市町の関係条例の定めを遵守したものであることを保証するものとする。

2 甲が乙に売渡委託等を行った主食うるち米等について、農薬取締法など関係法令に抵触することが判明した場合には、乙は甲に対し当該米穀の売渡委託等を拒否できるものとする。

(米穀周年供給・需要拡大支援事業)

第7条 甲は、「米穀周年供給・需要拡大支援事業」に参画しているとして、別記約定事項を記載するものとする。

(約定事項)

第8条 甲及び乙は、仮渡金などの細目に開示された事項に関し、この契約締結の証として、本書正1通、写1通を作成し、正1通は甲が保有する。

日付けをご記入下さい。  
※日付は5月末日まで

ご記入内容・契約の内容等をご確認のうえ、押印して下さい。

令和6年 月 日

甲(住所) 香川県木田郡三木町氷上354-1

(氏名) 三木 太郎

印

乙(住所) 香川県高松市寿町一丁目3番6号

(名称) 香川県農業協同組合

(代表者) 代表理事理事長 村川 進

印



# 「ジャンボタニシ(スクミリンゴガイ)」

## 被害防止

### 防除対策の秘訣

★様々な防除対策を組み合わせ、被害の軽減を図りましょう！

#### 入れない・ 広げない

- 水口からの侵入防止(目合い9mm程度のネットや金網設置)
- 水路の貝防除(水路の泥上げ、貝の捕殺や卵の払落し)

#### 食べさせない

- 水稲田植え後2～3週間の浅水管理(水深4cm程度)
- 水田での農薬防除(農薬の効果の特性を踏まえて散布)

#### 越冬させない

- 土壌中の越冬貝の防除  
(冬期の耕うん、秋期の石灰窒素施用)

| 項目          |     |       |
|-------------|-----|-------|
| 作業          |     |       |
| ※6月中下旬移植の場合 |     |       |
| ジャンボタニシ     |     |       |
| 防除対策        | 用水路 |       |
|             | 水田  | 耕種的防除 |
|             |     | 薬剤防除  |

### 生態



ジャンボタニシの卵塊



- ① 気温15～35℃で活発に活動し、14℃以下では休眠する。
- ② 寿命は3～5年で、大きいものは殻高7cm以上になる。
- ③ 貝は土の表面から5cm以内の浅い部分に潜って越冬する。
- ④ 寒さに弱い、暖冬の年は越冬しやすく、発生が多くなる。

### 被害



ジャンボタニシによる食害

- ① 深水となった部分で被害が発生しやすい。
- ② 被害部分は欠株となり、減収を招く。
- ③ 田植後、約3週間までの柔らかく小さな苗を食害する。

※ 田植え間もなく、水面に切れ葉が多いと、これがジャンボタニシの食害です。必要に応じて、農薬散布や浅水管理等の検討を!!



## 秋冬編：水稲収穫後の対策(水田内の越冬個体を減らす)

- ① 石灰窒素散布(発生量が多い場合に実施)
  - 水温が15℃以上の時期(9月中旬～10月下旬)。
  - 稲刈り後、入水し3～4cmの湛水を保つ。
  - 貝が十分な活動状態になってから石灰窒素を散布する。
  - 処理後3～4日間湛水を保つ(魚毒性が高いため落水しない)。
  - ※ 隣接圃場や用水路等への漏水に十分注意してください。
  - ※ 石灰窒素散布後に麦などを栽培する場合は減肥が必要です。
- ② 冬期の耕うん
  - 耕うんにより貝を砕く。多くの貝は地面から深さ5cm以内で越冬することから、耕うんの深さは浅くても良い。(トラクターの走行速度を遅く、ロータリーの回転は速く!)
  - 冬場の寒風に貝をさらすことにより貝が死滅する。

### 石灰窒素散布後の麦栽培では！ (基肥減肥の必要性)

石灰窒素を10aあたり20kg使用すると、窒素成分で4kg程度となります。このため、石灰窒素散布後の麦生産では基肥の減肥が必要となります。

※10aあたり石灰窒素20kgの場合  
→ 窒素成分で2kg/10a程度  
減肥してください。

また、麦播きまで  
7～10日間は空けてください。



## 春夏編①：田植前の対策(用水路からの侵入防止)

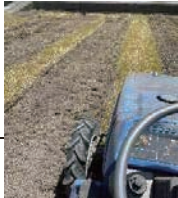
- ① 水路での殺卵
  - 用水路の護岸に産み付けた卵塊は早いうち(鮮やかなピンク色の時)に水中に削り落とす(水中に落とすと孵化しない)。
- ② 用水路の溝さらい

※ 人体に有害な寄生虫がいる場合があるため、必ずゴム手袋や三角ぐわなどを使用し、素手で取り扱わないでください。



コンクリ護岸の卵塊

# 「防除対策のしおり」

| 冬期～春先                                                                                                                               |                                                                                   | 4月                                    | 5月                                    | 6月                                                                                         | 7月                                          | 8月     | 9月 | 10月          | 水稻収穫後       |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|--------|----|--------------|-------------|
|                                                                                                                                     |                                                                                   |                                       | 入水                                    | 代かき                                                                                        | 田植え                                         | 稲刈り    |    |              |             |
| 土中で越冬                                                                                                                               |                                                                                   | 水温14～15℃<br>活動開始                      | 水温17℃～水稻を食害<br>※食害期間は田植後2～3週間、イネ7葉期まで |                                                                                            |                                             | 雑草等を摂食 |    |              |             |
| 用水路の落水・溝さらい                                                                                                                         |                                                                                   |                                       | 貝や卵塊の除去                               |                                                                                            |                                             |        |    |              | 用水路の落水・溝さらい |
| 厳寒期の<br>耕起                                                                                                                          |  | 代かきは均平に                               | 均平であれば、浅水管理が容易にできます(コレ、重要)            |                                                                                            |                                             |        |    |              |             |
|                                                                                                                                     |                                                                                   | 田植後2～3週間は浅水管理                         | 水深が浅い(理想は1cm)と、ジャンボタニシの活動が抑制          |                                                                                            |                                             |        |    |              |             |
|                                                                                                                                     |                                                                                   | 水口網(9mm目合)設置                          | 網の目が細かすぎると、ゴミが詰まりやすくなります              |                                                                                            |                                             |        |    |              |             |
| <b>〈「スクミノン」、「ジャンボたにしくん」散布時のポイント〉</b><br>安定した効果を得るためには、薬剤を捕食する必要があります。<br>早い時期の田植では、貝がまだ活動していないかもしれませんが、必ず貝が活動していることを確認してから散布しましょう！！ |                                                                                   | 薬剤散布                                  | 必要に応じて追加の薬剤散布                         | <b>〈薬剤の効果期間〉</b> メーカー資料より<br>スクミノン：7～10日程度<br>パダン粒剤4：7日程度<br>※効果の期間は目安であり、圃場の状況等によって異なります。 |                                             |        |    | 水稻収穫後の石灰窒素散布 |             |
|                                                                                                                                     |                                                                                   | 薬剤の効果期間が切れる頃には圃場を確認し、追加散布の要否を検討しましょう。 |                                       |                                                                                            | 薬液の流出に注意しましょう<br>※石灰窒素処理後、麦生産の場合は基肥減肥が必要です。 |        |    |              |             |

## 春夏編②：水稻栽培期間の対策(水稻の食害防止)

### ① 代かき

- 代かきは、可能な限り均平に行い、深水部分を減らすことにより食害軽減を図る。

### ② 田植え時の薬剤防除(水温が上昇し貝の活動を確認してから防除が重要！)

- 貝は水温17℃以上で摂食活動を開始するので、貝の発生状況を確認し薬剤を全面散布する。
  - ※ 特に早期栽培は田植直後水温が低いことから、貝の活動を確認して、防除を行って下さい。
  - ※ 食害防止剤(パダン粒剤4)を先に使用すると貝の摂食行動が鈍るため、スクミノンなどを先に使用してください(7～10日ほど期間を空けた後、パダン粒剤4を使用してください)。

### ③ 水口網の設置

- 水路から貝の侵入を防止するため、取水口や排水口に9mm目合程度のネットや金網を設置する。
  - ※ 網目が大きいと貝がすり抜け小さいとゴミがつまりやすいので、目合に注意してください。

### ④ 田植え後の浅水管理

- 水深が浅いと貝の活動が抑えられるため、田植え後約2～3週間は4cm程度(理想は1cm程度)以下とする。
  - ※ 水田内を均平に保つため代かきは丁寧に！  
浅水管理が難しい場合は薬剤処理との組み合わせで被害防止を！

※ 田植え前後の対策が最も重要です。  
是非、対策をうまく組み合わせて防除してください!!



水口網の設置



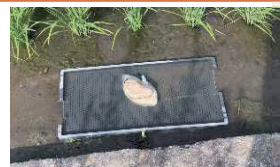
田植え後の浅水管理

## 参考：捕殺・薬剤防除

### ① トラップなどによる捕殺

- ※ 詳しくは「スクミノゴガイ防除対策マニュアル(移植水稻) 農林水産省消費・安全局植物防疫課令和5年」を確認してください。

### ② 薬剤散布 主な防除薬剤は次のとおりです。



試作したトラップと誘因の状況

| 農薬名                                            | 使用量(10a当たり) | 使用時期                               | 使用回数                                          | 注意事項                                                                                                                                                                                                                               |
|------------------------------------------------|-------------|------------------------------------|-----------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| スクミノン(殺貝効果)                                    | 1～4kg       | 移植直後～<br>収穫60日前まで                  | 2回以内<br>(スクミノンとジャンボたにしくんは、<br>合わせて2回以内の使用とする) | ●湛水状態(3～5cm)で均一に散布し、散布後7日間は湛水状態にして、落水やかけ流しをしない。<br>※水田以外には絶対使用しない。                                                                                                                                                                 |
| ジャンボたにしくん(殺貝効果)                                | 1～2kg       |                                    |                                               |                                                                                                                                                                                                                                    |
| パダン粒剤4(食害防止)                                   | 4kg         | 移植直後～<br>収穫30日前まで                  | 6回以内                                          | ●食害防止効果のみで、殺貝効果はない。<br>●食害防止剤のため、食害による殺貝剤(スクミノン、ジャンボたにしくん等)と同時に使用すると、効果が発揮されないのに注意する。<br>●併用する場合には、<br>①食害による殺貝剤(スクミノン等)の効果が切れてから使用する。<br>②食害防止剤(パダン粒剤4等)を先に使用する場合は、食害防止効果が低下した状態で使用する。<br>●本田でコブノメイガ、イネツトムシ等の防除を行う場合、使用回数に留意すること。 |
| 石灰窒素50<br>石灰窒素55<br>粒状石灰窒素40<br>粒状石灰窒素55(殺貝効果) | 20～30kg     | 刈取後<br>(水温15℃以上の時期:<br>9月中旬～10月下旬) | 水稻刈取後<br>1回                                   | ●隣接圃場に薬液が流出すると、作物に被害が生じることがある。漏水や台風・大雨等で水路に薬液が流出するおそれのある場合には使用しない。<br>●死亡した貝の腐敗臭が漂うことがあるので、住宅地の周辺では使用に注意する。<br>●散布した圃場に次の作物を植えるときは、基肥量を調節して施用する。                                                                                   |

※薬剤使用では湛水状態(3～5cm)で均一に散布し、散布後7日間は湛水状態にして、落水やかけ流しをしないでください。  
※記載している薬剤の使用基準は、令和6年1月現在のものです。使用する場合は、薬剤のラベルを確認してください。

(監修：香川県 令和6年1月作成)

## 主なお問い合わせ先

- 中国四国農政局香川県拠点  
(所在地)高松市サンポート3-33  
サンポート合同庁舎南館5階 電話 087-883-6503
- 香川県東讃農業改良普及センター  
(所在地)さぬき市津田町津田930-2 電話 0879-42-0190
- 三木町農林課  
(所在地)木田郡三木町大字氷上310 電話 087-891-3308
- 香川県農協東讃営農センター  
(所在地)高松市下田井町367-1 電話 087-847-3839
- 香川県農業共済組合高松支所  
(所在地)高松市三名町東原5-6 電話 087-888-1146
- (公財)香川県農地機構  
(所在地)高松市仏生山町甲263番地1 電話 087-816-3955